

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うガス料金の特別措置の追加対応について(第4報)
(都市ガス供給地区)

山口合同ガスは、2020年3月24日、4月30日および5月26日に新型コロナウイルス感染症の影響に伴うガス料金の特別措置についてお知らせしておりますが、依然としてお客さまへの影響が継続している状況を考慮し、支払期限日のさらなる延長ならびに対象月の拡大を実施いたします。

特別措置による供給条件については、以下の通りです。

1. 特別措置対象のお客さま

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さまで、一時的なガス料金のお支払いの延長を当社にお申し出いただいたお客さま

2. 特別措置の内容

- ・ 2020年2月検針分（支払期限日[※]が2020年3月25日以降となるもの）、3月検針分及び4月検針分の各ガス料金の支払期限日をそれぞれ3か月間延長（変更なし）いたします。
- ・ 2020年5月検針分のガス料金の支払期限日を2か月間延長（変更なし）いたします。
- ・ 2020年6月検針分のガス料金の支払期限日を2か月間延長（従来は1か月間延長）いたします。
- ・ 2020年7月検針分のガス料金の支払期限日を1か月間延長いたします。

なお、既に支払期限日の延長をお申し出いただいたお客さまは、自動的に追加対応の延長期間に変更いたします。

※ 支払期限日

検針日の翌日から30日目を行います。ガス料金のお支払いが、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

3. お問い合わせ先

最寄りの弊社事業所の料金担当までお願いいたします。

下関支店（083）223-2111 宇部支店（0836）31-0141 山口支店（083）922-7500
防府支店（0835）22-0026 徳山支店（0834）28-6000

受付時間：8時30分から17時15分

以上